

財政健全化の推進に関する協定の締結

～宇陀市・平群町・河合町～



©NARA pref.

奈良県総務部知事公室
市町村振興課

- 昨年度、県は財政健全化に向けた取組を一層進めるため、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率及び基金残高割合の4つの財政指標のうち、複数の指標でワースト5に入っている奈良市、五條市、宇陀市、平群町及び河合町に対して「重症警報」を発令。
- これまで県は、重症警報団体等と財政改善に向けた合同勉強会を開催し、現状の把握、課題の洗い出しを行うとともに、具体的な改善方策を検討してまいりました。

○合同勉強会の開催状況

[第1回] 意見交換により課題を認識、共有

[第2回] 検討項目を整理

検討項目に基づき財政健全化に向けた具体的な取組について議論

[第3回] 財政健全化計画骨子案について議論

[第4回] 財政健全化計画案について議論



- 令和3年10月19日に財政健全化計画の策定に関し、奈良県と宇陀市、平群町及び河合町との間で財政健全化の推進に関する覚書を締結しました。



- このたび、宇陀市、平群町、河合町について、県による財政支援の要件を満たす財政健全化計画が各市町議会において了承されたことから、県と各市町との間で協定を締結しました。

○協定締結日 令和4年1月27日（木）

奈良県と宇陀市との財政健全化の推進に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び宇陀市（以下「乙」という。）は、乙の財政健全化の推進に係る取組に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の財政状況について甲及び乙が連携・協力して取組むことで、その改善を図ることを目的とする。

（財政健全化計画の策定等）

第2条 乙は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、令和元年度における経常収支比率から5ポイント以上を引き下げること目標とする財政健全化計画（以下「計画」という。）を別紙のとおりとし、具体的取組を進める。

2 前項の計画は、乙が乙の議会の了承を得た上で、速やかにこれを公表するものとする。

（県の支援）

第3条 甲は、乙の財政状況の改善及び将来にわたる財政運営の健全化を図るため、令和3年度予算の範囲内で財政支援を行うものとする。

2 甲は、乙の計画期間内の取組を促進するよう必要な助言や情報提供等を行うものとする。

（支援の内容）

第4条 第3条第1項に定める甲による財政支援は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 地方債の繰上償還に必要な経費のうち元金に対する奈良県市町村振興資金による無利子貸付
- (2) 地方債（公的資金に限る。）の繰上償還に必要な補償金に対する補助
- (3) 令和3年度に実施する公共施設等の整備事業に対する奈良県市町村振興資金の無利子貸付
- (4) 過年度に貸付を行った奈良県市町村振興資金貸付金の返済期間の繰延

（報告等）

第5条 乙は、策定された計画の達成状況を毎年度乙の議会及び甲へ報告し、公表するものとする。

2 乙は、第2条第1項に定める計画目標を達成する見込みが立たなくなった時は、甲と協議の上、新たな取り組みを検討するなど計画を見直すことにより、当初の目標達成に向けて取り組むものとする。

（その他）

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月 日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事

乙 宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市長

財政健全化の推進に関する協定書（宇陀市）

- 県から各市町への財政支援を実施します。
- 計画を策定した市町については、県が毎年度その進捗状況を把握するとともに、各市町において議会や住民の方々への報告・公表をいただくことにより、計画の確実な達成に努めていただくこととなります。

○重症警報市町村に対する財政支援

➤支援要件

「財政健全化計画（経常収支比率5年間で5.0ポイント以上の改善(令和元年度比)）」策定、市町議会の了承を得て公表

➤実施する主な支援内容

- ・ 地方債の繰上償還に必要な経費のうち元金に対する奈良県市町村振興資金による無利子貸付
- ・ 地方債（公的資金に限る。）の繰上償還に必要な補償金に対する補助

➤上記による支援予定額

- ・ 宇陀市 貸付額 552,400千円、補助金 34,000千円
- ・ 平群町 貸付額 230,400千円、補助金 11,900千円
- ・ 河合町 貸付額 189,400千円、補助金 6,500千円

※この他、令和3年度に実施する公共施設等の整備事業に対する奈良県市町村振興資金の無利子貸付については、要望事業を精査し3月に貸付額を確定する。